

2021年7月2日

債権者各位

東京都港区三田三丁目5番27号
日本板硝子株式会社
代表執行役 森 重樹

債権者異議申述催告に関する公告

当社は、吸収分割の方法により当社のバッテリーセパレーター事業に関する権利義務を日本板硝子コンパス株式会社(住所：岐阜県不破郡垂井町630番地)に承継させることにいたしましたので、下記のとおり公告いたします。

なお、当社は、会社法第784条第2項に基づき株主総会決議を経ずにこの吸収分割を決定しております。

記

1. この分割に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一か月以内にお申し出ください。
2. 当社及び日本板硝子コンパス株式会社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
「当社」
金融商品取引法による有価証券報告書提出済です。
「日本板硝子コンパス株式会社」
確定した最終事業年度はありません。

以上

公告中断についての追加公告

1. 公告中断日時
2021年7月10日（土曜日）午後6時7分から午後11時5分まで
2. 公告中断理由
弊社サーバーメンテナンスにより中断

以上